

ぐんまだより

生活習慣病予防健診等の
自己負担がお安くなっています！

生活習慣病の予防や早期発見のため、協会けんぽでは生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。令和5年度より、自己負担が軽減されています。この機会にぜひご受診ください！

一般健診

対象：35歳～74歳の
被保険者（ご本人）

最高
軽減前

7,169円

最高
軽減後

5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん（肺・胃・大腸・子宮・乳房）までカバー

※子宮頸がん検診、乳がん検診は別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起り、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

令和6年4月より対象年齢
が追加されました！

付加健診

対象：40歳、45歳、50歳、
55歳、60歳、65歳、70歳

最高
軽減前

4,802円

最高
軽減後

2,689円

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。健診を受けて、自分自身の健康状態がどのレベルなのかを把握し、必要な場合は、生活習慣の改善に向けて取り組みましょう！

インセンティブ制度の結果は 健康保険料率に影響します！

インセンティブ制度とは、加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

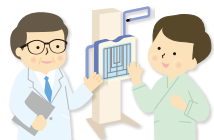
令和4年度
群馬支部総合順位

43位

※令和4年度の取り組み結果は、上位15支部にインセンティブが付与され、令和6年度保険料率に反映されます。

皆様にお願ひしたい4つの取り組み

健康診断の
受診



対象となった場合は
特定保健指導
を受ける



「要治療」
(再検査含む)の判定なら
受診する



ジェネリック
医薬品の利用



残念ながら、令和4年度の取り組み結果では、群馬支部はインセンティブを得ることができませんでした。協会けんぽ群馬支部でもサポートを行いますので、上位に入れるようにインセンティブ制度の取り組みにご協力をお願いいたします。

「健康経営優良法人2024」認定法人発表！

令和6年3月11日に経済産業省及び日本健康会議から「健康経営優良法人2024」が発表されました。協会けんぽ群馬支部の加入事業所では、大規模法人部門に4社、中小規模法人部門に257社が認定されました。また、各部門に認定された上位500法人に付与される、「ホワイト500」に1社、「ブライト500」に6社が群馬支部の加入事業所から認定されました。 ※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

▶認定された群馬支部加入事業所はホームページでご覧いただけます。

群馬支部ホームページ > 健康づくり > 「健康経営優良法人2024」に掲載

協会けんぽ 群馬



▶健康経営優良法人については、経済産業省のホームページをご覧ください。

健康経営優良法人認定申請には、協会けんぽ群馬支部の「生き生き健康事業所宣言」へのエントリーが前提条件となっています。

まだ宣言されていない事業所様はぜひ、エントリーをお願いいたします！ 詳しくはこちら→



従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。